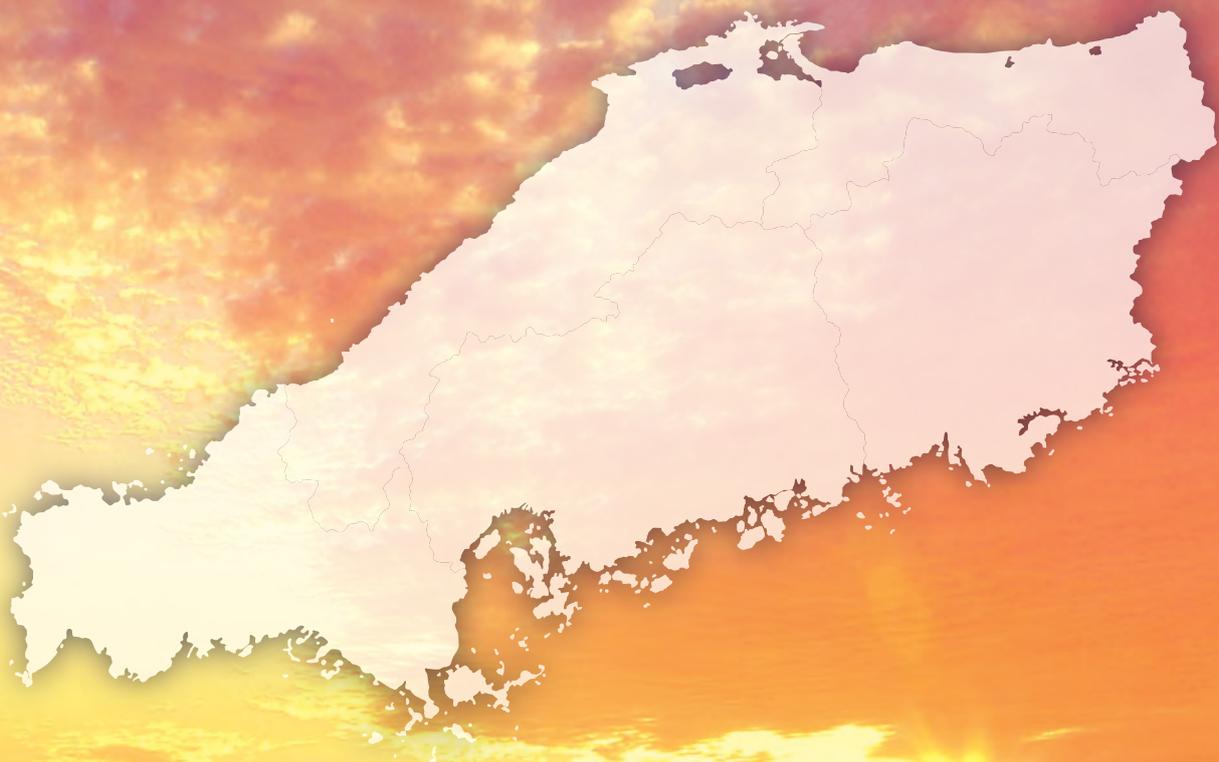


2023.11 No.70

# 中国税政連



岸田内閣総理大臣を表敬訪問 .....	2	来賓祝辞 .....	11
井上博夫会長あいさつ .....	4	後援会連絡会議 .....	16
重近 實前会長あいさつ .....	6	時局講演会 .....	19
第55回定期大会議事録 .....	8	令和5年度運動方針・組織活動方針 .....	21

**中国税理士政治連盟**

〒730-0036 広島市中区袋町4-15 TEL (082) 246-0088 FAX (082) 245-8377

E-mail: zeiseiren@chuzei.or.jp

## 岸田内閣総理大臣を表敬訪問

令和五年十月六日（金）、井上中税政会長、田中中国会会長ほか関係役員が、日税政・日税連関係役員とともに東京都千代田区の総理官邸に赴き、各団体の代表者の報告を兼ねて岸田文雄内閣総理大臣を表敬訪問した。



令和五年九月十三日に発足した、第二次岸田第二次改造内閣において本連盟の後援する国会議員が次の要職に就任されました。

内閣総理大臣	岸田文雄	(衆議院広島県1区)
国土交通大臣 水循環政策担当 国際園芸博覧会担当	斉藤鉄夫	(衆議院広島県3区)
外務大臣政務官	高村正大	(衆議院山口県1区)
農林水産大臣政務官	舞立昇治	(参議院鳥取島根選挙区)
国土交通大臣政務官	石橋林太郎	(衆議院比例代表中国)

今後ますますのご活躍を祈念申し上げます。

# 後援会へのご入会について

令和5年11月  
中国税理士政治連盟

後援会対策委員会では、本連盟組織活動方針のもと、税理士による国会議員等の後援会づくりを促進するとともに後援会の育成と拡充強化に取り組んでおります。

税理士による後援会は、後援議員を国政に送り出すだけでなく、公正な税制の確立とよりよい税務行政への改善に向け、議員に直接はたらきかけを行うなど、税政連活動の根幹として非常に大きな役割を担っています。その活動を支援するため、当委員会では後援会への入会勧奨を実施しています。

つきましては、入会をお考えの後援会がございましたら、本紙の所定事項にご記入の上、このまま中税政事務局（FAX:082-245-8377）までご返送ください。追って、事務局から参考資料を送付させていただきます。

## ■ 入会を検討中の後援会（「記入欄」に○印をお付けください。）

後援会名	選挙区等	記入欄	後援会名	選挙区等	記入欄
岸田文雄後援会	広島1区		細田博之後援会	島根1区	
平口 洋後援会	広島2区		高見康裕後援会	島根2区	
斉藤鉄夫後援会	広島3区		石橋林太郎後援会	比例中国	
寺田 稔後援会	広島5区		宮沢洋一後援会	参議院 広島	
佐藤公治後援会	広島6区		江島 潔後援会	参議院 山口	
小林史明後援会	広島7区		北村経夫後援会	参議院 山口	
高村正大後援会	山口1区		まいたち昇治後援会	参議院 鳥取・島根	
岸のぶちよ後援会	山口2区		青木一彦後援会	参議院 鳥取・島根	
林 芳正後援会	山口3区		片山さつき後援会	参議院比例	
あいさわ一郎後援会	岡山1区		ゆざき英彦後援会	広島県知事	
山下たかし後援会	岡山2区		村岡嗣政後援会	山口県知事	
橋本 岳後援会	岡山4区		松井一實後援会	広島市長	
加藤勝信後援会	岡山5区		伊木たかし後援会	米子市長	
石破 茂後援会	鳥取1区				
赤沢りょうせい後援会	鳥取2区				

## ■ 入会関係書類送付先

氏 名

# 継承、少しずつ前へ

中国税理士政治連盟 会長

井上博夫



この度、中国税理士政治連盟第五十五回定期大会において会長に選任されました井上でございます。就任にあたりご挨拶申し上げます。

さて、重近前会長をはじめ、この定期大会をもって退任された役員の皆様におかれましては、コロナ禍という大きな壁が立ちほだかり様々な事業実施が難しい中を、四年間にわたり中国税理士政治連盟のリーダーとして導いていただき誠にありがとうございます。

私も幹事長として一役を担わせていただきましたが、本連盟が抱える様々な課題に対して多角的な見地から意見、提案を出していただいたことで、本連盟の規約に定める、中国税理士会の方針に添った（一部省略します）納税者のための税理士制度及び租税制度・税

務行政を確立するための必要な政治活動を行うことができている。

今後は、顧問または相談役、そして会員としてこれからの本連盟の活動を見守っていただき、またご意見を頂戴したいと願っております。よろしく願います。

さて、これから「令和五年度運動方針」そして「組織活動方針」に基づいて事業を実施してまいります。取り組むべき課題はいくつかありますが、その中で重要、そして優先すべきと考えている課題は『後援会活動の活性化』『加入率の引き上げ』です。

『後援会活動の活性化』については、次回の衆議院選挙から定数と選挙区割りの見直しを実施されることにより、税理士による後援会の活動範囲の見直しと、その選挙区内地域への対応を考えなければ

なりません。見直し前の選挙区は、ほぼ税理士会の一から二の支部の範囲だったのですが、見直しにより選挙区内に含まれる支部の範囲が広がります。また、支部全域ではなくその一部の地域が改変された選挙区内に含まれる、という現象が発生します。その新たな選挙区内に含まれた支部会員にも『税理士による後援会』の集まりに参加していただけるような仕組みを作っていく必要がありますが、この仕組みづくりが『税理士による後援会』にとっても新たな後援会会員を迎え入れる絶好の機会であると思います。新しい会員の増加は後援会活動の活性化に繋がります。

次に『加入率の引き上げ、低下防止』への課題です。これは本連盟だけの課題ではあ

りません。全国平均での組織率（税理士会員に対する税政連への加入割合・会費徴収割合）が五割近くまで低下しています。五割を切ると「加入しないのが当然」の風潮が広がってしまい、税政連活動に大きな影響を与えかねません。本連盟の加入率は令和五年七月現在で八五・二%と全国平均からすると高い率を締めています。平成三十年七月時点と比較して六ポイント減少しています。加入率の引上げ、さらには「税理士による後援会」への加入には、県税政、後援会と共に中国会、各県支部連合会、そして各支部の協力を得て加入勸奨をしていかなければなりません。

本連盟の活動は年三回の機関誌で税理士会会員、そして後援議員にお知らせしていますが、さらに

政党はもちろん、市民の方にも知っていただくためにホームページを開設し、税理士会・税政連が行う毎年の税制改正建議・要望が「税制に対する基本的な視点」(一) 公平な税負担 (二) 理解と納得のできる税制 (三) 適正な事務負担 (四) 時代に適合する税制 (五) 透明な税務行政」に立った税制の実現を希求していることを理解、知っていただく施策を進めてまいります。

また、税政連加入、未加入を問わず、中国会会員の皆様の税政連に対する意見、思いを聴かせていただくためのアンケートを行い今後の施策に繋げてまいります。

ここで、令和六年度税制改正に関する建議・要望について改めてお伝えさせていただきます。日税連と日税政は令和五年六月に令和六年度税制改正に関する重要建議・要望項目を決定しました。

一、中小法人税制：中小法人の配当促進税制の整備及び役員給与税制の見直し

(一) 中小法人の配当促進税制の整備すること

「貯蓄から投資へ」の流れが加

速しているが、中小法人が配当を行いやすい環境を整えて投資を促進すべきである。ただし、取引相場のない株式等の評価に際して株式評価額が上昇しないような制度設計が要る。

(二) 役員給与は原則として全額損金の額に算入すること

役員給与は、不相当に高額なものを除き、原則として損金の額に算入すべきである。

二、消費税：消費税の非課税取引の範囲を見直すとともに、軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すこと

(一) 消費税の非課税取引の範囲を見直すこと

消費税は、消費に広く公平に負担を求めめる観点から、財貨・サービスによる付加価値に対して均等に課税することが原則であり、非課税取引の範囲は最小限にすべきである。

(二) 消費税における軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すこと

三、所得税：基礎的な人的控除の在り方を見直すとともに、所得計算上の控除から基礎控除へのシフトを進めること

(一) 基礎的な人的控除の見直し

基礎的な人的控除は、その額を引き上げたうえで所得控除方式を維持すべきである。

(二) 所得計算上の控除から基礎控除へのシフト：給与所得控除額・公的年金等控除額の縮減所得計算上の控除を縮減し、所得の種類に関係なく課税最低限を設定できる基礎的な人的控除(特に基礎控除)を中心とした制度とすべきである。

「内閣改造」が行われ現在、臨時国会の真っ只中ではありませんが、衆議院の解散、そして選挙が何時あるかは判りません。その選

挙が実施された際に、税理士制度に理解をいただいている後援議員に思う存分、戦っていただき、そして国会の場において税理士会の考えを伝えていただけるよう、中税政は『税理士による後援会』と共に前に進んでいかなければなりません。

我々役員一同、会員の皆様と一体となり、使命感を持って会務に取り組んでまいります。会員の皆様方には、あらためて政治連盟の活動にご理解をいただき、そして協力、参加をお願いいたします。会長就任のあいさつとさせていただきます。

### 中国税理士政治連盟規約 抜粋

(目的)

第4条 本連盟は、中国会の方針に添い、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、納税者のための税理士制度及び租税制度並びに税務行政を確立するため、必要な政治活動を行うことを目的とする。

(事業)

第5条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 税理士及び納税者の政治意識並びに租税倫理の高揚を図るための政治活動
- (2) 政府、政党及び国会議員等に対する陳情、請願等の政治活動
- (3) 公職選挙法及び政治資金規正法に基づく諸活動
- (4) 会員に対する情報の提供並びに機関紙の発行
- (5) 中国税理士会及び地区税理士政治連盟(以下「地区税政連」という。)との連絡調整並びに連携の強化
- (6) 前各号のほか本連盟の目的達成に必要な事業

## 振り返って・思ひやり

中国税理士政治連盟 前会長

## 重 近 實



## 振り返って

私が会長に就任した令和元年九月は、ラグビーワールドカップが日本で初めて開催され、日本チームの躍進に国内は大きな盛り上がりを見せていました。その余韻に浸る暇もなく同年十二月、後に新型コロナウイルスと名付けられた未知の感染症が中国・武漢で発生し、我が国においても翌年二月に集団感染の第一波が訪れました。この感染のうねりは止まることなく何度も繰り返され、今もなお完全終息とは言えない状況にあります。

ご記憶のとおり、最初の二年間はあらゆる面で行動の自粛が何より優先され、社会活動が停滞、経済活動においても大きなダメージを受けました。税政連の活動にお

いても同様で、面会を伴う後援議員への陳情をはじめ後援会活動などが極端に制限されました。本連盟の定期大会においても当初松江

市で開催予定としておりましたが、代議員の方には委任状出席をご理解いただいたうえで縮小開催やリモートによる開催を余儀なくされました。しかしながら、事態の好転を待っているわけにはまいりません。このような状況でありましても常にできることを皆で考え検討し、活動に移してまいりました。その中から、組織率と後援会活動の成果について述べさせていただきます。

## (一) 組織率

全国的な傾向ではありませんが、新規登録者の税政連への入会率が年々減少しています。本

連盟は中国会の証票交付式に参加し、対面にて税政連の必要性と事業活動について説明してきましたが、前半の二年間は交付式が中止され、文書のみでの入

会勧奨ということで入会率の急激な減少となりました。その後従来への対面による交付式に復帰しました。また入会率の増加策として、中国会の支部長会に説明の機会を得ることができ、支部長様方にも政治連盟の役割をご理解いただき、入会勧奨にご協力をいただきました。お陰様で入会率も持ち直し、まだ中国一の組織率は全国十五単位会中一位をキープしております。ご協力ありがとうございました。今後ともよろしくお願います。

## (二) 後援会

後援会の活動ですが、これも最初の二年間は、議員による国会報告会や後援会定期総会も思うような開催がされませんでした。その後は、従来の活発な活動を展開していただき、様々な取り組みがなされています。また新しく、山口県に二つ、広島県に一つ、島根県に一つの国会議員の後援会を作っていただきました。

衆議院選挙が令和三年九月に、また参議院選挙が令和四年七月に行われましたが、推薦議員の全員当選を果たすことができました。

## (三) 陳情の成果

税政連の活動の成果としては、

・令和四年三月二十二日に八年ぶりに税理士法の改正  
・令和五年三月二十八日には消費税の経過措置の新設、災害損失控除の新設がなされました。

### 思いつくこと

我々税理士の業務は何だろうと考えると、**税理士法第五十二条に**

ある「税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行つてはならない」の条文がまず思い浮かびます。これは、無償独占の権限を有する税理士が、納税者に対し、あなたが納付すべき税額は法令に従つて計算すれば、この金額ですよと告げるだけではないことを示しているのでしょうか。



果たしてこれだけで、**同法第一条**の「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」を果たし、納税者から信頼された無償独占業務を続けていくことができるのでしょうか。

確かに、税法が公平に適用されているか否かは大切なことで、日常の業務の観点としては必要なことであります。しかし我々は税務の専門家であり、その税法そのものが国民にとつて公平であるかどうかについても、思いを馳せる責務があると思います。そのため**「同法第四十九条の十一には「税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。」とあります。この条文を、税理士会の建議する権利と呼ぶ方がおられますが、果たしてそうでしょうか、税理士が行うべき責務を、税理士会として行うことができる」と、読むべきではないでしょうか。税負担の絶対的な公平は非常に難しいことです。税が何に使われるか、納税者が何を望んでいるか、どのような時代なのか、公平を図る基準は多く存在するとともに、時代とともに変化をしてまいります。その時々において、公平性を常に検証する必要があります。そのために税理士会は毎年膨**

大な時間をかけて建議書を作成し建議等を行っております。

一方、税理士政治連盟の役割について考えてみましょう。政治連盟規約の目的に「政治連盟は税理士会の方針に添い、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、納税者のための税理士制度及び租税制度並びに税務行政を確立するため、必要な政治活動を行うことを目的とする」と規定され、すなわち行動の方針は税理士会が決定することとなっております。

税政連は決して一党一派に偏するところなく、税理士会の作成した建議書の内容の実現に向けた活動を行っております。

中税政はまだ多くの課題を抱えておりますが、新しく執行部に就任された皆様には、課題に向かつて果敢な挑戦をお願いいたします。

最後になりますが、この四年間本連盟の組織活動、後援会活動や陳情活動に参加いただいた会員の皆様に深く感謝申し上げます。ご協力ありがとうございました。

## 第55回

## 中国税理士政治連盟定期大会議事録

## 一、日時

令和五年九月十六日(土)  
十三時二十分～十五時十五分

## 二、場所

岡山市・ホテルグランヴィア  
岡山四階「フェニックス(A)」

## 三、出席者

重近会長、藤中・伊藤・富山・  
中尾・細木副会長、海老澤・  
田中・松田総務、井上幹事長、  
柳井・梶房・岸本・糸賀副  
幹事長、高橋・中原・山崎・  
岡本・荒神幹事、星野会計  
監事  
大場・大久保・山中・加賀田・  
大西・川本・西山・荒谷・  
上原・椎野・田村・阿部・  
林谷・福嶋・山田・藤井・  
瀬尾・石田・内田・外野・  
高橋・羽原・占部・合田・

## 【議案】

岡村・馬場・平田・福田・  
竹好・三宅・長尾・秋田・  
岡本・小野・榊原・葉狩・  
山田・鶴田・渡部・小汀・  
安原代議員

第一号議案 令和四年度運動経  
過並びに組織活動報告承認の  
件

第二号議案 令和四年度収支決  
算承認の件

第三号議案 令和五年度運動方  
針(案)承認の件

第四号議案 令和五年度組織活  
動方針(案)承認の件

第五号議案 令和五年度収支予  
算(案)承認の件

第六号議案 役員任期満了に  
伴う改選の件

第七号議案 大会決議(案)承  
認の件



## 【議事】

定刻、司会の梶房副幹事長から、開会に先立ち本日の出席状況について、構成員七十二名中、本人出席六十名、委任状出席十二名で構成員総数の二分の一以上の出席数を確保しており、本連盟規約第二十条第二項の規定により本大会は有効に成立している旨の報告があった。

次いで、司会者は後刻入場される本日のご臨席を来賓名簿により紹介した。

開会挨拶に移り、重近会長から、まず、代議員以外にも多数来場された傍聴者に謝意が述べられた。続いて令和五年度の税制改正では、後援会の尽力により税理士会の要望が例年になく取り上げられた。消費税についてはインボイス制度導入に関する経過措置が実現したが、これに留まることなく、今後も延長あるいは恒久化するよう後援議員に要望していきたい。また、税政連の抱える全国的な課題として新入会員の加入率低下が挙げられているが、本連盟では中国会と連携して税理士証票交付式や支部長会において加入勧奨

のお願いをしている。昨年度は県連幹事会においても税政連の活動をPRする機会を得た。着実に成果は見えており、今後も皆様方のご協力をお願いしたいと状況を交えた挨拶があった。

続いて、司会者が議案審議のため、議長団選出について議場に諮ったところ、「司会者一任」の声があったため、議長に細木副会長、副議長に藤中副会長と伊藤副会長を指名した。

細木副会長は議長席に着き、議事録署名人に岡山西支部・竹好代議員と広島東支部・大久保代議員を指名し、議事に入った。

#### 第一号議案 令和四年度運動経過並びに組織活動報告承認の件

議長は第一号議案を上程。

井上幹事長が概要報告を行った。令和四年七月施行の第二十六回参議院議員通常選挙に向けた対応と結果、令和五年度税制改正要望の実現のための早期対応と秋口の一斉陳情など後援会と一体となった取り組み、期中に新しく二議員の後援会が設立されたことと地区税政連職の制作配付、そのほ

か税政連活動周知の裾野を広げるための活性化施策や中国会会報への会議報告掲載など、一年間実施した諸施策について報告があった。

議長は、議場に対し質問を求めたところ質問はなく、採決に移り、多数の挙手と委任状による十二名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

#### 第二号議案 令和四年度収支決算承認の件

議長は第二号議案を上程。

中原財務委員長が概要報告を行った。収入の部について会費収入及びその他の収入が予算を若干上回ったこと。支出の部における特別な事項として、衆議院山口県第二選挙区補欠選挙への対応、後援会設立助成金二件、地区税政連交付金の増額のほか、予算を超過した渉外費と広報費の理由について説明し、最後に正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録の報告があった。

議長は、ここで監査報告を求め、会計監事を代表して星野会計監事から、「会計監査の結果、収

支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録の各事項について監査したところ、適正である。」旨の報告があった。

議長は、議場に対し質問を求めたところ質問はなく、採決に移り、多数の挙手と委任状による十二名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

#### 第三号議案 令和五年度運動方針(案) 承認の件

#### 第四号議案 令和五年度組織活動方針(案) 承認の件

議長は関連のある第三号議案及び第四号議案を一括上程。

井上幹事長が、第三号議案については運動方針後段と八項目を朗読し、第四号議案については、五つの委員会による今後の活動事項、特に広報委員会と後援会対策委員会を取り組む新たな施策を説明した。

議長は、議場に対し質問を求めたところ質問はなく、採決に移り、各議案とも多数の挙手と委任状による十二名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

**第五号議案 令和五年度収支予算(案) 承認の件**

議長は第五号議案を上程。

中原財務委員長が概要説明を行った。収入の部について会費収入は本年七月一日現在の会費納付者を基準として算出。支出の部については、衆議院解散を見込んで選挙対策費を増額したが算出方法は規約上本年七月一日現在の状態(選挙区数)としたこと、本年度新しく取り組むホームページ制作とアンケート施策について、それぞれ広報費、活性化対策費に計上したと説明があった。

議長は、議場に対し質問を求めたところ質問はなく、採決に移り、多数の挙手と委任状による十二名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

**第六号議案 役員任期満了に伴う改選の件**

議長は第六号議案を上程。慣例により選任の方法は現執行部に一任することを議場に求め、一同賛成の後、重近会長に議案説明を求めた。

重近会長が、八月十八日開催の

正副会長会において決定した会長一名、副会長五名、総務三名、会計監事五名の執行部案の議場配付を指示し、氏名朗読により提案した。人事案件のため審議は省略して採決に移り、多数の挙手と委任状による十二名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

**第七号議案 大会決議(案) 承認の件**

議長は第七号議案を上程。

井上幹事長が計七項目の朗読を行った。

議長は、議場に対し質問を求めたところ質問はなく、採決に移り、多数の挙手と委任状による十二名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

以上で、議案の審議を終了したため、議長は審議協力に対する謝辞を述べて、辞任して降壇した。

続いて富山副会長の案内により国会議員等九名の来賓が入場された。

ご紹介の後、本大会で退任する役員を代表して、四年間会長を務めた重近会長から、公務ご多忙の

中ご臨席いただいた来賓への謝辞と、二年間のコロナ禍の中でも税制改正、税理士法改正、国政選挙への対応ほか加入率向上のための様々な施策に取り組み、一定の成果を上げることができた。これまで関係した役員・会員各位への感謝と新執行部への期待の意を表された。

そして、本大会で選任された新役員を代表して井上新会長から、前執行部への感謝の意と、本日來場の会員に対し、次期衆議院選挙で実施される新しい選挙区割りを活かした各県内の仕組み作り、税政連活動を停滞させないために、加入率の低下を食い止める施策が必要である。是非ともご協力をお願いしたいとして今後の抱負を述べられた。

その後、来賓を代表して六名の方に祝辞をいただき、司会者から祝電の披露、最後に中尾副会長が閉会挨拶を述べ、十五時十五分をもって閉会した。

**来賓臨席者ご芳名**

(順不同・敬称略)

衆議院議員	逢沢 一郎
衆議院議員	山下 貴司
衆議院議員	橋本 岳
衆議院議員	加藤 勝信
岡山市副市長	伊原木隆太
岡山市副市長	竹中 正博
日本税理士政治連盟 会長	太田 直樹 (懇親会から)
日本税理士政治連盟 幹事長	吉川 裕一
中国税理士会 会長	田中 一宏
中国税理士協同組合 顧問	横山 雅一

# 中国税理士政治連盟第五十五回定期大会・来賓祝辞



衆議院議員  
逢沢一郎

ただいまご紹介いただきました自由民主党衆議院議員の逢沢一郎でございます。本日は中国税理士政治連盟の第五十五回定期大会開催を心からお祝いを申し上げます。有力な大勢の先生方が中国五県より、我が岡山においていただきました。立派な定期大会に重ねてお祝いとお慶びを申し上げます。

私はしばしば広島に参りますけれども、広島に行くたびに必ず中国税理士会の会館を訪問させていただいております。いつ参りましても職員の方が温かく迎えてくださり、そこにいらっしやる先生方と、様々な会話を交わらせていただくことができる、日頃よりのご

指導とご鞭撻に、あらためて心から感謝を申し上げます。

今日は後ほど衆議院議長を務めておられました伊吹文明先生がこちらに来られます。日本社会と経済が甦る、そんなタイトルでお話を承るわけですが、まさに日本社会のあり方、そして、いかに我が国の経済を活性化し元気に導くか、その事と税制は密接不可分の関係にございます。しっかりと伊吹先生のご指導を承りながら、今後の税制の議論にも活かしていきたいと考えているところでございます。そして前後いたしましたけれども、重近先生、長年会長として強いリーダーシップを発揮していただきました。心から感謝申し上げます、今後は井上新会長の新体制のもと、力強い政治連盟となりますことを心からお祈り申し上げます。

後程選挙制度のことについて少しご報告を申し上げますが、中国五県は次の衆議院選挙で定数がかかなり減ります。岡山をはじめ広島も山口もそれぞれ定数が一人減少し、またグループとしての中国ブロックの衆議院の定数も一人減ということでございます。我々は新

しい区割りに基づく選挙制度、選挙区にしっかりと向き合いながらということでございますが、この十月になりますと前回の衆議院選挙からちようど二年、四年の任期のちようど中間を迎えるわけであります。二年が過ぎればいつどうなつてもということとは、かねてから指摘はされてまいりました。衆議院議員はまさに常在戦場という緊張感を持ちながら、しっかりと政治を前に進めていかなければなりません。そんな中、いよいよ十月を迎えます。インボイス制度の本格導入に際し、これまで様々なことが議論をされてまいりました。大きな混乱がないように、この制度の必要性をしっかりと国民の皆様には理解をいただきつつ、公正に制度が運用されるように、引き続き我々も力を尽くしてまいります。先生方のご指導とご鞭撻を心からお願いを申し上げます。それでは第五十五回定期大会が実り多きものになりますことを心から祈念を申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。おめでとうございます。



衆議院議員  
山下 貴司

ご紹介いただきました衆議院議員の山下貴司でございます。本日は第五十五回中税政定期大会ご盛會おめでとうございます。そしてコロナ禍の大変な中、期を支えてこられた中税政の皆様、会長として率いてこられた重近会長、本当にお疲れ様でございました。そして新たに会長就任された井上会長、是非ご指導よろしく願います。私はおそらく今の国会議員の中で唯一、東京地検特捜部検事として捜査の経験がある国会議員だと思っています。口の悪い同僚が「捕まえる側から、捕まえられる側へ」と言われるのですが、ただですね、私もそういった税制関係で、例えばいわゆるマルサですね、東京国税局の査察部の前で講演したこともあります。そういったことで、その経験が邪魔をして税制を裏からしか見られない、そういった人間になっちゃいました。その私を叩き直してくださいっているのが、中税政の皆様でございます。

す。この岡山県の税理士政治連盟の先生方にもいろんな形でお世話になり、教えてもらっているところでございます。

政治の原点は税制であります。代表なくして課税なし。これはもう政治の過程でございます。どのようないくつかの過程で適切かということ、これやはり国民の声でございます。その国民の声をしっかりと届けてくださっているのが、この中税政の皆様であろうと思っております。ですから税理士の政治連盟こそ、その政治の原点、その声をお伝えになるのだろうと思っております。十月、先ほど逢沢先生からお話がありましたように、インボイスの導入が迫っています。複数税率、これ自体はいろいろ様々な議論あるところでございますが、複数税率ということに関しては、諸外国を見ても、それほど奇異な制度ではないという観点から、このインボイス制度を是非国民の皆様にもご理解していただきたい。

ただ、その前提として困難はないのか、どういう形で困難を乗り越えるか、それをどのように説明するのか、それを教えてください。今日私は中座いたしますけれども、懇親会の場でも、しっかりと先生方のご意見を伺いながら、しっかりと国民の胸に落ちる税制、これを先生方と共に、そして本日ご臨席の議員の先輩方、岡山県知事、岡山市副市長、そしてお集

まりの皆様といろいろ考えていきたいと思っております。本日はよろしくお願ひします。誠にありがとうございます。



衆議院議員  
橋本 岳

皆様こんにちは。橋本岳と申します。本日は第五十五回中国税理士政治連盟の定期大会、ご盛會誠にありがとうございます。また、この度退任されました重近会長様には大変お疲れ様でしたと申し上げますとともに、井上新会長様には今後ともご指導の程よろしくお願ひ申し上げます。

さて、この間、内閣改造がございましたけれども、岸田政権はこの年末に向けて予算編成をはじめ様々な議論が山積してございます。それは今日日本がどのような課題に直面しているか、それをどう解決するためにどのような

政策を講ずるかということでありまして、安全保障の充実でありますとか、とりわけ少子化対策につきましては非常に大きな問題で、如何にしてこれから子供たちがすくすくと育つ日本社会をどのように作っていくのか、これも大事な課題でございます。これも年初に、異次元の少子化対策をやるんだと岸田総理がおっしゃって、これを具体化するためちゃんと予算をつけていくのが年末の大きな仕事です。また少子化とともに高齢化も続いておりますから、その中で社会保障制度をどう対応させていくのかも大事な課題であります。災害もあります。私の地元で申しますと、五年前に豪雨災害に遭い、真備町の洪水被害等がございました。これを二度と起こさないようにするための川の付け替え工事ももうすぐ完了する。こんなところでございます。

こんないろいろなことを言っております、どうしても政治家というのはお金を使う方の話をしてしまう人種なんだと思っております。しかしながら、当然そのお金というのは、国民の皆様方から頂いた税金を予算として組み上げ、実行するというものでございまして、集めていくその時にいかに国民の皆様方に納得をしていただき、そしてできるだけ簡素で、信頼のある税制にするのかということをお忘れはいけません。そのことを時折忘れそうな私どもに思い出させていただき「ちゃんとやれ」と言っていたのが先生方の政治に対

するお役目なんだろうと思っております。お陰様をもちまして、妹尾先生により私の地元の方で税理士による後援会を作っていたら、時々お目にかかっているいろいろお話を伺う機会がありますけれど、しっかりとそうした先生方の日頃のお仕事を通じてですね、国民の皆様が、「お金を払って良かったな」という信頼できる税制を目指したいと思えます。

私、先週フィンランドに参りまして、すぐびつくりしたことを聞いたのですが、フィンランドの方々には、「WE ARE HAPPY TAX PAYER」と言うらしいんですね。要は、それをどのように税が使われているのかすごくクリアにされていて、道路・交通とかで例えると「ここに俺たちの税金が使われているんだ」というようなことを口々に仰っているというお話を聞いて、そういう日本にしないといけないなどあらためて思いました。それは私達も心掛けてまいりたいと思えますし、そのためにも先生方から様々なご意見を頂き、そしてそれを受け止めて実行していくことが大事だと思っておりますので、是非今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。そしてまた、先生方のこれからのお仕事が発展されますよう、心からお祈り申し上げます。お祝いの言葉とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。



衆議院議員  
加藤勝信

皆様こんにちは。衆議院議員の加藤勝信でございます。第五十五回定期大会がこうして開催されますことを心からお慶びを申し上げます。重近前会長はじめ前体制の皆様方には大変お世話になりましたことをあらためて御礼申し上げますし、井上新会長と新役員の皆様におかれましては引き続きよろしくお願い申し上げます。

今日の挨拶順は、今の選挙制度の順番で、岳先生が四区で私が五区なんですけど、次の選挙区だと一区二区は変わってなくて四区が岳先生になり、私は三区なので順番が次になるという非常に複雑怪奇な話ですが、是非よろしくお願いいたします。多分、他の選挙区、広島も山口も同じような事情があるのではないかなと思います。実は私はついこの間まで三回目の厚労大臣をやらしていたきました。皆様にもコロナ禍において本当にいろいろとご苦労をおかけしましたが、お陰様で今年の

五月からは二類から五類と分類見直しを行うことができました。まだまだ感染には十分注意しなければなりません。従前の暮らしや経済活動に向かつて動き始めていることは、国民の皆様の努力のおかげだと思っております。

ただ私は一度も何かの職に就かせて欲しいと言ったことはありませんが、唯一言い続けられてきたのは、党の税制調査会のインナー、これだけはやらせて欲しいということだけは常に言っております。厚労大臣になる前は税制小委員長をさせていただきました。先程橋本先生からもありましたが、やっぱり税というのは、国の基本だと思っております。ある意味で民主主義そのものでもあります。税を非常に大事に考えていかねばなりません。また、税制は作るだけでは意味がなく、しっかりと運用していかねばなりません。そういった意味では税理士の皆様方の役割、貢献が何より大事です。

そして十月一日からはインボイス制度がよいよ導入されます。いろいろな不安や懸念はあると思いますが、まずは円滑な執行、そして何か課題があればそれを改善していくという姿勢が必要です。こうした積み重ねを先生方と私どもの間でキャッチボールをしながら進めさせていただければと思っております。また、デジタル化がいろいろなところで進んでおり、私も直前までマイナンバーカードの

保険証との一体化でいろいろと御指摘をいただきましたが、是非、皆様マイナンバーカードを保険証として使っていただきたいと思えます。税の分野でも、今後、電子帳簿保存法を含め、デジタル化への対応をしっかりと進めていくことが社会の発展ひいては、国民一人一人の豊かで幸福な暮らしの実現に繋がっていくものと考えています。

税理士法改正を受け、税理士試験の受験資格の緩和により受験を希望する方が増えてきているというお話を聞かせていただきました。希望する方が増えるような税理士の仕事のやりがいや魅力を高めていくことも大事です。また、年末の税制改正に向けて要請書を頂戴いたしました。その実現に向けて今日ご出席の先生方、後援会の皆様と一緒に取り組んでまいりたいと思っております。引き続きよろしくお願ひいたします。今日はどうもおめでとうございます。



岡山県知事  
伊原木隆太

皆様こんにちは。岡山県知事の伊原木でございます。本日は中国税理士政治連盟の定期大会の開催、誠におめでとうございます。また、中国各地からお越しになられた皆様、ようこそ岡山県にお越しくださいました。大歓迎をさせていただきます。

皆様方は税の専門家として私は岡山県知事として日々活動をさせていただいているのですけれども、その活動の基になる原資の安定確保にご協力をしていただいているわけでございます。誠にありがとうございます。私もこの仕事の前は企業経営者として税を納める側でございました。皆様方には大変お世話になっていたわけですが、使う側になって本当にせっかく皆様が頑張つて利益を出して、一定割合納めていただいたものを、しっかりと有効に使おうということで頑張っているつもりでございます。税収を増やすのに率を上げるというのは簡単なのですが、これは

県民としては嬉しいことではなくて、いかに経済活動を活発にして税収を確保していくかということ、今、中国五県の知事はみんな非常に仲良しになりまして、どうやってそれぞれの地域で県民の皆様に協力してもらえるか知恵を絞っているところでございます。それぞれ頑張っておられて、投資を呼び込むとか、旅行者を呼ぼうとか、みんなが考えることなんですけれども、幸い中国地方それぞれがそこそこうまくいっているんじゃないか、そのようなことを私は感じておりまして、これからも頑張っていこうと思います。

岡山県でいえば、企業からの投資額で五百億を目標に毎年頑張ってきて、最近は五百億は当たり前、一千億を超える年もある中で、昨年は二千億でした。運が良かったところもあるので今年もそうかと聞かれると困るところもあるのですが、ずいぶん国内に投資をしていただけになった。中国地方に、この岡山県に投資をしていただけるようになったというのは、本当にありがたいことだと思います。ぜひ、岡山の中国地方の企業、個人がしっかり儲けて、皆様方のお仕事が増えるようにこれからも頑張ってください。皆様で、どうぞよろしくお願いいたします。皆様方の益々のご活躍を祈念して、ご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。



岡山市副市長  
竹中正博  
(岡山市長 大森雅夫 代理)

ご紹介いただきました。岡山市副市長の竹中でございます。本日市長の大森が出席できませんため、恐縮でございますがご挨拶を預かっておりますので代読させていただきます。皆様方の滑らかな挨拶の後ということで少し硬くなるかと思いますが、ご容赦いただければと思います。

本日は中国税理士政治連盟第五十五回定期大会が盛大に開催されますことをお慶び申し上げますと共に、中国地方各地からお越しくださいました皆様方を、心から歓迎いたします。岡山市では今月一日、中四国随一の劇場となる岡山芸術創造劇場の愛称「ハレノワ」がオープンしました。また、子育て支援の観点による保育施設や放課後児童クラブの整備など、ハード・ソフトの両面から積極的な政策展開を図っているところで、並行して、行財政改革に取り組んできた結果、現時点では財政での健全性を確保しておりますが、経

済の先行きの不透明さ、社会保障関係経費の増加などを考えると、今後も歳入歳出両面から財政運営に十分気を配っていくことが必要と考えております。

税は言うまでもなく、基幹的な財源であるとともに、その公平公正な賦課徴収が行政への信頼と理解につながる、行政にとって最も重要なものの一つです。税理士の皆様方におかれましては、税務に関する専門家として独立した公正な立場において、納税者の信頼に応え、納税義務の適正な実現を図るという使命を果たされ、また、租税に関する制度改正、提言をされるなど、多大なご尽力をいただいておりますことに、改めて深く敬意を表するとともに、今後とも円滑かつ適正な税務行政の推進に一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

岡山市には昨年大幅にリニューアルして好評をいただいている岡山城、上まで登れる墳墓としては日本最大の造山古墳など、特に歴史に関心を持たれる方には価値が高い多くの見どころがございます。また、食事では季節のフルーツや瀬戸内の海の幸などもあり、是非この機会に岡山の多彩な魅力に触れていただければ幸いと存じます。

最後になりましたが、中国税理士政治連盟のご発展と、ご参集の皆様の益々のご健勝とご活躍を祈念いたしましてご挨拶いたします。

## 後援会連絡会議

中国税理士政治連盟第五十五回定期大会に併せて、後援会長・幹事長等を対象とする後援会連絡会議を、本大会で本連盟の会長を退任される重近会長のお膝元・岡山で開催。今回は、日本税理士政治連盟における執行機関の第一人者である吉川幹事長をお招きし、令和六年度税制改正要望のポイント及び選挙時の後援会活動について、具体的なお話をお聞きしました。

税政連の目的は、日本税理士会連合会の方針に従い、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、納税者のための税理士制度及び租税制度の向上を確立するため、必要な政治活動を行うことです。その手段として、「税理士法に定める建議権に基づき日税連が作成した建議項目の実現を目指すために政治家に働きかける（陳情を行う）」ことが我々に課せられた活動であり、立法の最前線におられる国会議員に最も近い税理士による後援会の活動の重要性を説かれました。

続いて、本年六月にとりまとめられ

た今回の改正要望のうち、とりわけ重要建議三項目を詳細に、そして議員への訴求ポイントについてご説明いただきました。（内容は日税連・日税政発の「令和六年度税制改正に関する建議・要望」でご確認ください。）なお、改正要望の立法化には、八月末までに各府省庁から次年度予算の概算要求と共に提出される税制改正要望の中に、税理士会の要望事項が盛り込まれていなければ実現は難しいという現実があり、関係するポストに就かれている国会議員に対しての早期アクション、陳情の重要性を力説されていました。私たちの改正要望を咀嚼してわかりやすく後援議員に訴え、また、選挙時のみならず、地元帰省の機会を逃さず粘り強く活動していく必要性をあらためて感じました。



後援会対策委員長 荒神五師

なお議中において、吉川幹事長に対して以下の質問がありましたので、吉川幹事長の回答を掲載いたします。

**質問：**税理士による後援会総会（選挙公示期間外）開催時において出席議員及び秘書の会食費用を受け取らない場合、問題が生じますか。

**吉川幹事長回答：**「一定期間」内にその選挙区内にある者に対し、饗応接待をし、または物品の供与をしてはなりません。「一定期間」とは『九十日ルール』をいいます。

## 〈回答根拠条文〉

### （後援団体に関する寄附等の禁止）

**第九十九条の五** 政党その他の団体又はその支部で、特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）の政治上の主義若しくは施策を支持し、又は特定の公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、若しくは支持することがその政治活動のうち主たるものであるもの（以下「後援団体」という。）は、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に対し寄附をする場合及び当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事又は事業に関し寄附（花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものとしてされるもの及び第四項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内にされるものを除く。）をする場合は、この限りでない。

2 何人も、後援団体の総会その他の集会（後援団体を結成するための集会を含む。）又は後援団体が行なう見学、旅行その他の行事において、第四項各号の区分による当該選挙ごとに一定期間、当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行なわれる区域）内にある者に対し、饗応接待（通常用いられる程度の食事の提供を除く。）をし、又は金銭若しくは記念品その他の物品を供与してはならない。

- 3 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）は、第九十九条の二第一項の規定にかかわらず、次項各号の区分による当該選挙ごとに一定期間、当該公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）に係る後援団体（政治資金規正法第十九条第二項の規定による届出がされた政治団体を除く。）に対し、寄附をしてはならない。
- 4 この条において「一定期間」とは、次の各号に定める期間とする。
- 一 衆議院議員の総選挙にあつては、衆議院議員の任期満了の日前九十日に当たる日から当該総選挙の期日までの間又は衆議院の解散の日の翌日から当該総選挙の期日までの間
  - 二 参議院議員の通常選挙にあつては、参議院議員の任期満了の日前九十日に当たる日から当該通常選挙の期日までの間
  - 三 地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙にあつては、その任期満了の日前九十日に当たる日（第三十四条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされた場合にあつては、任期満了の日前九十日に当たる日又は当該告示がなされた日の翌日のいずれか早い日）から当該選挙の期日までの間

懇親会スナップ



# 時局講演会

副幹事長 柳井卓正

令和五年九月十六日（土）、中国税理士政治連盟第五十五回定期大会の後、「時局講演会」が開催された。

講演会は二部構成とされ、まず第一部では元衆議院議長の伊吹文明氏が登壇された。六十分の講演時間の前半では、戦後から現在に至るまでの揺れ動く国際情勢の中で日本の立ち位置の変遷について、大蔵省官僚時代の経験なども踏まえて数字も交えながら分かりやすく話された。後半では、現在の物価高、円安、オーバーツーリズム、日本独自のコロナ対応、企業経営者のマインド、少子化対策などに触れられ、高い見識に基づく原因の分析、今後の解決策について話された。さらに最後に、世論の動向ばかりを伺う政治には限界があり、より抜本的な取り組みを行う必要がある、日本人の持つ価値観をもっと十分に踏まえた真つすぐな主張をする政治家の必要性を訴えた。

第二部では自民党選挙制度調査会長の逢沢一郎衆議院議員が登壇され、衆

議院選挙制度について、以前の中選挙区制から現在の小選挙区に変更された経緯や、現在の区割り調整の仕組みを作り上げる際の大変な苦勞について話された。そして最後に、海外の様々な選挙制度を紹介され、現在論じられている選挙制度に関する問題点を挙げられて二十分間の講演を締めくくられた。

両講師共に、丁寧かつ心を込めて話され、聴く側にとっては八十分間飽きることのない、内容の濃い講演であった。



## 日本税理士政治連盟

## 第五十七回定期大会開催

令和五年九月二十八日(木)日  
本税理士政治連盟の第五十七回定期大会が、東京都港区のホテル・ジ・オークラにて開催された。

定期大会では、令和四年度運動経過・組織活動報告をはじめ令和

五年度事業計画・予算案等の七議案が審議され、全て原案どおり承認された。

本連盟同様に役員任期満了を迎える日税政では、六号議案で役員改選を上程し、今回四年の任期を務めた太田直樹会長に代わり新たに、東 秀優氏(南九州税政連)が会長に、そのほか副会長十五人と総務三人、会計監事三人の各職が規約により承認された。

また、引き続き開催された懇親会では、三百三十四人の国会議員(代理含む)の出席をいただき、本連盟では十四人の後援議員が公務多忙の中駆けつけられ盛会裏に終了した。



第7号議案・大会決議を朗読する山中幹事長

## 役員名簿

令和5年9月28日

会長 東 秀優(南九州)

副会長(15人)

名倉明彦(東京)、鈴木崇晴(東京地方)、美保哲夫(千葉県)  
小林俊一(関東信越)、那須弘敬(近畿)、名越隆雄(北海道)  
工藤重信(東北)、平昌彦(名古屋)、田中克明(東海)  
森陰輝夫(北陸)、井上博夫(中国)、橋本孝志(四国)  
永松雄一郎(九州北部)、宮本律夫(南九州)、羽地明人(沖縄)

総務(3人)

足達信一(東京)、北島則行(東京地方)、石原健次(近畿)

会計監事(3人)

渡邊文雄(東京)、加藤武人(千葉県)、大多和則之(東海)

# 令和5年度運動方針

自 令和5年7月1日  
至 令和6年6月30日

令和5年5月、新型コロナウイルス感染症の感染法上の類型は5類へ移行し、季節性インフルエンザと同様の位置付けとなった。国民生活と社会環境は元に戻りつつあるものの、感染者数は増加の兆しを見せ始めている。また、ロシアのウクライナ侵攻と急速に進んだ円安がもたらした物価高騰等により、依然として中小企業は苦境に立たされており、税理士の知見による中小企業の適切な支援がますます必要とされている。

本連盟は中国会の基本方針に添い、会員だけでなく納税者からも理解され得る、より一層透明・公正な組織を構築し、後援会活動による地域に密着した政治活動の推進と税理士の社会的地位の向上を目指し、日税政及び地区税政連と連携、団結して国会議員等の後援活動を推進するとともに、政治力と拳会体制を一層強化して、本連盟規約第4条に掲げる目的達成のため次の事項に積極的に対応していく。

- 1 令和6年度税制改正に対し、納税者の立場からの幅広い議論が行われるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、強力な運動を行う。
- 2 納税環境整備に係る議論に対応し、公正な税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を行う。
- 3 中小企業の活性化に資する政策が実現するための強力な運動を行う。
- 4 資格制度に係る改革の動向を注視し、税理士業務の無償独占及び税理士会への強制入会制の堅持のための強力な運動を行う。
- 5 地方公共団体の外部監査制度・監査委員制度及び不服申立機関（第三者機関）の委員・審理員、登録政治資金監査人制度、租税教育等の税理士による公益的業務の推進に係る強力な運動を行う。
- 6 災害対応税制等に対して税理士の職能を活かした実務に即した提言を行う等、強力な運動を行う。
- 7 マイナンバー制度、電子申告について、納税者の権利保護に配慮し、事務負担が必要最小限となるよう、強力な運動を行う。
- 8 次期衆議院議員総選挙に際し、地区税政連と後援会と連携を密にした的確な対応を行う。

# 令和5年度組織活動方針

自 令和5年7月1日  
至 令和6年6月30日

令和5年度運動方針に基づき、目標達成のための次の活動を強力に展開する。

## 一 政策委員会

- 1 本年度運動方針に基づき、本連盟の具体的政策を策定する。
- 2 本連盟の長期的政策を検討する。
- 3 中国会との連絡調整を図る。
- 4 地元選出国会議員等及び各党県連との懇談を通じて、税理士制度への理解を深め、社会の要請に応じ得る税理士制度の確立を目指す。
- 5 日税政及び地区税政連と連携し、陳情等の具体的な運動を実施する。
- 6 税理士の業務及び職域に係る情報の収集に努め、各種の業務侵害行為を防止するための諸施策を進める。
- 7 税理士の社会的活用策、税理士の業務を確保・拡充するための諸施策を進める。
- 8 税理士が、地方公共団体の外部監査人・監査委員及び不服申立機関（第三者機関）の委員・審理員並びに登録政治資金監査人等の公益的業務に選任されるよう諸施策を進める。

## 二 財務委員会

本連盟財政の充実強化を図る。

## 三 組織委員会

- 1 中国会と連携し、本連盟の組織活動の統一強化を図る。
- 2 本連盟組織の改革に向けての諸施策を検討する。

## 四 広報委員会

- 1 税政連活動を広く内外へ周知するため、機関誌「中国税政連」を発行し、情報の提供を行う。
- 2 税理士業界を取り巻く各種情報の収集に努め、活用を図る。
- 3 広報活動の充実を図るため、地域報道機関との連携を深める。
- 4 情報伝達の迅速化と広域化を図るため、ホームページを制作する。

## 五 後援会対策委員会

- 1 後援会活動の活性化を図るための諸施策を進め、後援会連絡会議を開催する。
- 2 国会議員等の後援会づくりを促進するとともに、後援会の育成を行い、その拡充強化を図る。
- 3 税理士の公益的業務参入のため、地区税政連と連携して、県知事、政令指定都市及び中核市の市長の後援会設立を積極的に推進する。
- 4 後援会活動を通じて、公職選挙法及び政治資金規正法の理解と、選挙に対する正しい認識の研修と普及に努める。
- 5 後援会及び税政連の活動に対する意識を調査・検証するため会員へのアンケートを実施する。

令和6年度

# 税制改正に関する 建議・要望

## 税理士法第1条(税理士の使命)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

## 税理士法第49条の11(建議等)

税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

### 税制に対する基本的な視点

- ① 公平な税負担
- ② 理解と納得のできる税制
- ③ 適正な事務負担
- ④ 時代に適合する税制
- ⑤ 透明な税務行政

### 建議・要望の構成

- ❖ 特に強く主張したい3項目の「重要建議・要望項目」
- ❖ 中長期的な視点から検討した税目ごとの「今後の税制改正についての基本的な考え方」
- ❖ 全国15税理士会及び日税連の655項目の税制改正意見から36項目に集約した「建議・要望項目」

## 重要建議・要望項目

### 中小法人税制

- 中小法人の配当促進税制の整備を行うとともに、役員給与税制を見直すこと
- (1) 中小法人の配当促進税制を整備すること
  - (2) 役員給与とは原則として全額損金の額に算入すること

### 消費税

- 消費税の非課税取引の範囲を見直すとともに、軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すこと
- (1) 消費税の非課税取引の範囲を見直すこと
  - (2) 消費税における軽減税率制度を廃止し単一税率に戻すこと

### 所得税

- 基礎的な人的控除のあり方を見直すとともに、所得計算上の控除から基礎控除へのシフトを進めること
- (1) 基礎的な人的控除の見直し
  - (2) 所得計算上の控除から基礎控除へのシフト
    - ① 給与所得控除額の縮減
    - ② 公的年金等控除額の縮減



日本税理士会連合会  
日本税理士政治連盟

www.nichizeiren.or.jp



nichizeisei.jp



## 主な建議・要望項目

所得税	1	年末調整実施の時期及び所得税の確定申告期限の後倒し (建議・要望項目6)
	2	業務用不動産の譲渡損失の他の所得との損益通算制度の見直し (建議・要望項目4)
法人税	3	少額減価償却資産の取得価額基準の引上げ (建議・要望項目12)
	4	適格請求書等保存方式の柔軟な運用 (建議・要望項目14)
消費税	5	基準期間制度の廃止、小規模事業者の申告免除制度の創設 (建議・要望項目15)
	6	簡易課税制度の見直し (建議・要望項目16)
相続税・贈与税	7	法人版事業承継税制(特例措置)に係る対応期限の延長、申告手続等の簡素化 (建議・要望項目21)
	8	取引相場のない株式等の評価の適正化 (建議・要望項目18)
地方税	9	償却資産に係る固定資産税制度の抜本的見直し (建議・要望項目22)
	10	個人事業税の課税対象事業及び税率の見直し、事業主控除額の引上げ (建議・要望項目25)

## 日本税理士会連合会の概要

日本税理士会連合会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的として、税理士法で設立が義務付けられている団体である。日本税理士会連合会は、全国15の税理士会で構成されている。税理士は税理士会に所属することが法定されており、会員数は、約80,000人である。



# 税理士による国会議員等後援会一覧

令和5年8月19日現在  
(順不同・敬称略)

■国会議員 (※「選挙区等」は前回選挙における当選選挙区を示す。)

後援会名	所属政党	選挙区等	事務所			後援会長	幹事長
			〒	住所	TEL		
税理士による岸田文雄後援会	自民	広島1区	730-0003	広島市中区白島九軒町1-14	082-227-3052	山中 伸介	楠部 誠
税理士による平口 洋後援会	自民	広島2区	730-0051	広島市中区大手町3丁目3-6-202	082-245-1928	原田 啓吾	加賀田佳男
税理士による斉藤鉄夫後援会	公明	広島3区	732-0811	広島市南区段原2丁目4-16	082-262-1024	大西 龍夫	西山 健三
税理士による寺田 稔後援会	自民	広島5区	737-0143	呉市広白石1丁目1-6	0823-74-2177	山田 毅美	福島慎太郎
税理士による佐藤公治後援会	立憲	広島6区	722-0026	尾道市栗原西一丁目9-25	0848-25-4646	瀬尾 暁史	藤井 稔久
税理士による小林史明後援会	自民	広島7区	726-0013	府中市高木町449-4	0847-45-5702	内田 裕之	占部 圭祐
税理士による高村正大後援会	自民	山口1区	745-0807	周南市城ヶ丘2丁目1-31	0834-28-3311	松田 明	合田 賢治
税理士による岸のぶちよ後援会	自民	山口2区	740-0017	岩国市今津町2丁目14-15	0827-24-4030	柳井 卓正	山本 忠生
税理士による林 芳正後援会	自民	山口3区	750-0081	下関市彦島角倉町3丁目16-12	083-266-4009	中尾 友昭	藤上 博之
税理士によるあいさわ一郎後援会	自民	岡山1区	700-0822	岡山市北区表町一丁目10-32	086-223-6261	田中 一宏	岸本 充博
税理士による山下たかし後援会	自民	岡山2区	700-0907	岡山市北区下石井2丁目8-6	086-222-7830	横山 雅一	中川 健一
税理士による橋本 岳後援会	自民	岡山4区	710-0824	倉敷市白楽町249-5 倉敷商工会館内	086-425-7290	妹尾 盛司	大内 和明
税理士による加藤勝信後援会	自民	岡山5区	714-0081	笠岡市笠岡5106	0865-62-2613	江原 和之	岡本 章
税理士による石破 茂後援会	自民	鳥取1区	680-0843	鳥取市南吉方2丁目24	0857-30-3001	葉狩 弘一	録澤 哲雄
税理士による赤沢りょうせい後援会	自民	鳥取2区	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	松本 正福	中村 剛士
税理士による細田博之後援会	自民	島根1区	690-0825	松江市学園2丁目18-27	0852-26-1360	矢尾井敏廣	田中 真
税理士による高見康裕後援会	自民	島根2区	691-0001	出雲市平田町983 大島屋ビル3F	0853-31-7450	小汀 泰之	糸賀 巧
税理士による石橋林太郎後援会	自民	比例中国	731-0103	広島市安佐南区緑井2丁目14-5	082-876-2550	上原 博行	荒谷 栄樹
税理士による宮沢洋一後援会	自民	参議院・広島	720-0817	福山市古野上町5-1	084-926-2181	高橋 正倫	羽原 伸悟
税理士による江島 潔後援会	自民	参議院・山口	742-0417	岩国市周東町下久原411-4	0827-84-3694	藤中 秀幸	柳井 卓正
税理士による北村経夫後援会	自民	参議院・山口	742-0417	岩国市周東町下久原411-4	0827-84-3694	藤中 秀幸	小泉 尚志
税理士によるまいたち昇治後援会	自民	参議院・鳥取島根	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	鶴田 和彦	山本 博敏
税理士による青木一彦後援会	自民	参議院・鳥取島根	693-0014	出雲市武志町1017	0853-21-4539	細木 貞彦	安原 満
税理士による片山さつき後援会	自民	参議院比例	735-0012	安芸郡府中町八幡1丁目4-28	082-284-5714	田村 好孝	椎野 年雅

## ■地方公共団体

税理士によるゆざき英彦後援会	無所属	広島県知事	731-0101	広島市安佐南区八木2丁目12-34 税理士法人上原会計内	082-873-3731	川本 泰清	上原 博行
税理士による村岡嗣政後援会	無所属	山口県知事	740-0017	岩国市今津町2丁目14-15	0827-24-4030	藤中 秀幸	柳井 卓正
税理士による松井一貫後援会	無所属	広島市長	730-0002	広島市中区白島中町9-13	082-227-8882	杉山 文成	大場 史郎
税理士による伊木たかし後援会	無所属	米子市長	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	中村 剛士	播間 光広

# 中国税理士政治連盟役員名簿

令和5年9月

役 職 名		氏 名	
会 長		井 上 博 夫	
副 会 長		藤 中 秀 幸 姫 井 繁 彦 安 原 上 博 夫	峯 松 孝 至 齋 藤 邦 康
総 務		田 中 一 宏 富 山 敬 介	山 本 博 敏
幹 事 長		山 中 庸 祐	
副 幹 事 長		楠 部 誠 中 原 賀 教 糸 賀 巧 巧	柳 井 卓 正 森 耕 生
幹 事		楠 部 誠 酒 井 嘉 一 荒 神 五 師	井 上 浩 志 岡 本 倫 明
委 員 会	政 策 委 員 会	委員長 楠 部 誠	副委員長 岡 本 一 彦 委員 垣 中 森 康 健 委員 森 脇 俊 樹
	財 務 委 員 会	委員長 井 上 浩 志	副委員長 山 本 忠 生 委員 松 本 拓 也
	組 織 委 員 会	委員長 酒 井 嘉 一	副委員長 桑 原 陽 一 委員 大 川 佳 郎
	広 報 委 員 会	委員長 岡 本 倫 明	副委員長 國 平 敏 朗 委員 望 月 井 俊 成 明
	後援会対策委員会	委員長 荒 神 五 師	副委員長 田 中 真 志 委員 小 泉 尚 英 委員 森 末 村 剛 士
会 計 監 事		毛利山 正 行 山野 謙 二 神 門 三 千 夫	川 本 泰 清 林 原 政 幸
会 計 責 任 者		井 上 浩 志	
推 薦 審 査 会		委員長 藤 中 秀 幸 委員 姫 井 繁 彦 委員 安 原 上 博 夫	副委員長 峯 松 孝 至 齋 藤 邦 康 山 中 庸 祐
顧 問		小早川 隆 幸 国富 檀 吾 原田 啓 成 杉山 文 實 重 近	島 原 順 良 久保 雅 典 灘 老 博 明 海 澤 孝 公
相 談 役		伊藤 博 文 桑原 貞 彦 細 木	石 高 雅 美 中 尾 修 治 郎

共同購買事業部からのご案内

2023年4月1日書籍販売サイト開設

2023年8月より購入開始

# 税務に関する 良書に出会える

新規会員登録で

## 3,000 プレゼント!!

当書籍販売サイトに新規会員登録していただいた組合員・賛助会員の方に、サイト内で利用できる3,000円分のポイントをプレゼントします。

## 中国税理士協同組合書籍販売サイト4つのメリット

MERIT 01

24時間いつでも  
注文可能

MERIT 02

全国一律  
送料無料

MERIT 03

組合員価格で  
最大20%引き

MERIT 04

書籍購入で  
ポイント還元あり

税理士業務に役立つ書籍探しにぜひご活用ください。



### 新規会員登録方法の流れ

POINT 01



中国税理士協同組合 書籍販売サイト

#### ネットで検索

QRコードの読み込み、またはインターネットで「中国税理士協同組合書籍販売サイト」を検索します。

POINT 02



#### 新規会員登録

サイトが表示されたら、サイト内の右上にある「新規会員登録」の文字をクリックします。

POINT 03



#### 登録完了

登録画面の必要項目を入力してください。入力が完了したら「送信する」をクリックして完了です。登録完了メールが届きます。

### 2023年8月より購入開始 書籍購入の流れ

POINT 01



#### 商品の検索

購入したい商品をクリックし、商品詳細ページで数量を選択し、「カートへ入れる」をクリックします。

POINT 02



#### 購入手続き

購入内容を確認し、配送・支払い方法を選択します。

POINT 03



#### 購入完了

内容確認ページでポイント利用などの選択をして、「上記内容で注文する」をクリックして完了です。

#### ●注意事項

- ※本サイトのご利用対象者は中国税理士協同組合の組合員及び賛助会員の方のみとなります。
- ※お支払い方法は郵便振込、または中国税理士会費等振替口座からの口座振替のみとなります。
- ※一度の注文分をまとめて送付します。出版社からの商品納品後の発送となりますのお届けに日数がかかります。
- ※各出版社が選定した書籍が掲載されています。割引対象・ポイント対象となるのはサイト内に掲載された書籍のみです。
- ※一般の組合員・賛助会員及びサポートメンバーは10%割引、ゴールドサポートメンバーは通年20%割引です。
- ※書籍20%割引キャンペーン時には本サイトでも中税協書店と同様のキャンペーン価格が適用されます。
- ※詳しくは本サイト内ご利用ガイドやよくあるご質問をご覧ください。
- ※予告なくサービス内容等が変更となる場合があります。ご了承ください。

中国税理士協同組合

税理士業界と関与先の発展のため、キャンペーンにご協力をお願いします

## 全税共全国統一キャンペーン 期間:2023年9月～11月

円滑な事業承継に  
VIP大型総合保障制度

老後の安心に  
全税共年金

この機会にぜひ  
以下のような関与先様をご紹介ください

- ・大型の保障で事業承継対策を万全にしたい
- ・幹部社員の万一の保障や退職金の備えがしたい
- ・安心して医療が受けられる保障がほしい
- ・公的年金を補完する年金制度に入りたい

キャンペーン期間中、税理士事務所を訪問する営業職員にあたたかいご対応をお願いいたします

【キャンペーン参加保険会社】

- 朝日生命 ●第一生命 ●日本生命 ●ジブラルタ生命 ●明治安田生命 ●メットライフ生命
- 住友生命 ●SOMPOひまわり生命 ●アクサ生命 ●富国生命

### 関与先様をご紹介いただく際は、 「関与先紹介カード」をご利用ください

関与先様をご紹介いただいた場合、以下の謝礼を贈呈いたします。

紹介者に!

また、地域(支部)に対しても奨励金をお支払いいたします。

地域(支部)に!

全税共保険紹介カード (生保→中税協)	組合員への謝礼	地域(支部)奨励
①関与先を紹介した場合	1,000円	1枚につき
②紹介した関与先との契約が成立した場合	10,000円	3,000円
所得補償保険加入促進カード (税理士→中税協)	組合員への謝礼	地域(支部)奨励
①新規の関与先を紹介した場合	1,000円	1枚につき
②税理士本人または事務所従業員が加入する場合	1,000円	3,000円
全税共年金紹介票 (税理士→中税協)	組合員への謝礼	地域(支部)奨励
①紹介票を提出した場合	—	1枚につき3,000円
②①のうえで全税共年金に新規加入した場合	5,000円	—
③全税共年金説明会参加者かつ②の場合	10,000円	—

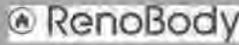
(全税共関与先紹介カード)

\*\*\* ご紹介の流れ \*\*\*

- ①税理士から保険会社の営業職員に  
関与先をご紹介  
または保険会社の営業職員が税理士  
に関与先の紹介を依頼
- ②保険会社から中税協にカードを提出
- ③紹介税理士及び所属地域に謝礼

※詳細や書式は、中税協ホームページからダウンロードできます  
中税協HP→組合員専用ページ→カテゴリで検索「全税共推進事業」  
→「全税共関与先紹介カード・所得補償保険加入促進カード・全税共年金紹介票」



**第5回** **中国税理士協同組合** 

**歩いて健康！ウォーキングイベント開催！**

スマホアプリでご参加いただけるイベントのご案内です。  
毎日歩いて、賞品獲得を目指して頑張りましょう！

**開催期間** 2023年11月1日～11月30日

**エントリー期間** 2023年9月1日～ ※開催期間中の途中参加もできます。

**順位発表** 2023年12月中旬に、中税協HP等でお知らせします。

**個人戦** 自分のペースで楽しく歩きましょう♪ **11月**

**ポイントランキング**

- ★ **100ポイント達成者**  
1,000円分のギフト券
- ★★ **200ポイント達成者**  
2,000円分のギフト券
- ★★★ **300ポイント達成者**  
(毎日1万歩)  
3,000円分のギフト券

5,000歩/日 達成	3ポイント
8,000歩/日 達成	5ポイント
10,000歩/日 達成	10ポイント

**累計歩数ランキング**

**総合ランキング**

優勝 ～10位

【賞品】  
中国地方のカタログギフト  
(お好きな品を1品選択)

**とび賞**

15位  
20位  
25位

以下5位ごと  
※ビタリ賞該当者を除く

【賞品】  
1,000円分のギフト券

**年代別ランキング**

優勝 3,000円  
準優勝 2,000円  
3位 1,000円

※総合ランキング入賞者を除く  
※年代は11月30日現在を基準とする

【賞品】  
各賞別のギフト券

**ピタリ賞**

100位  
200位

以下100位ごと

【賞品】  
中国地方のカタログギフト  
(お好きな品を1品選択)

今回は強敵！！  
**篠原理事長と勝負！！**



理事長の累計歩数を  
上回った方全員に！  
1,000円分のギフト券

私は13,000歩/日  
を目指します!!

**支部対抗戦**

参加者の平均歩数が多い支部 ※2名以上参加の支部を対象とします。	優勝	3万円
	準優勝	2万円
	3～10位	1万円

「第5回ウォーキングイベント」  
毎回エントリーが必要です！  
イベントコードは毎回異なります

**イベントコード (半角)**  
**CHUZK0005**

参加者ID：税理士登録番号  
パスワード：空欄にしてください

アプリのダウンロード (QRコード)




※第1回～第4回のランキング結果は中税協HPに掲載しています。  
 (イベントに関するお問合せ) 中国税理士協同組合事務局 ☎ 082-246-0088  
 (アプリでのお問合せ) アプリ内「MENU」お問い合わせ [support@renobody.jp](mailto:support@renobody.jp) メールでご連絡

組合員・賛助会員様



# ストライクの 関与先事業承継 (M&A) 支援サービスのご案内

提携企業の(株)ストライクが、関与先の事業承継問題のM&Aによる解決をサポートいたします。

## 中小企業の課題を解決する M&A 活用法

### 事業承継型

**M&A** 相続人による譲渡  
光学部品製造 | 関東 | 売上 110億

前代表取締役の夫が急死、妻が代表取締役就任したものの経営については関与していなかった。継承会社による社員の引き抜き工作も見受けられ不安が増大し、安定した会社に経営を変えたいと考え譲渡することにした。



### 成長戦略型

若手経営者による譲渡 **M&A**  
カーディーラー | 中部 | 売上 1100億

12歳で創業し11年経過する中、会社をさらに成長させていく上で、オーナー会社ではなく安定した組織にしたいと考えた。特に資本を強化する必要を感じ、大手投資会社から資本を受け入れ、積極的な成長戦略を実現できる環境を整備した。

こんなお悩み  
ございませんか？

- ふさわしい後継者がいない
- 第三者に譲渡した時の価格を知りたい
- 株主が分散している
- 所有者(株主)と経営者(社長)が異なる
- 事業を整理、精算したい

一つでも当てはまったら  
「自社の企業価値」と  
「自社を譲渡できる候補先がいるか」  
を確認してみませんか。

- 着手金
- 月額報酬
- 企業価値算定費用

ストライクは、  
いたしません。

納得のお相手先が見つかるまで安心してご検討いただけます。  
ぜひストライクにご相談ください。



ご検討段階の  
お手続きは  
すべて無料  
¥0



お問い合わせ・ご相談はこちら

中国税理士協同組合提携企業 **株式会社ストライク** 東 孝則

広島オフィス  
中国税理士協同組合担当

MAIL  
higashi.ta@strike.co.jp

TEL  
080-4186-7354



**ストライク**  
世界を変える仲間をつくる。



**0120-552-410**

東京本社 東京都千代田区大手町1-2-1三井物産ビル15階  
広島オフィス 広島県広島市中区紙屋町2-1-22 広島興隆ビル4F



## 人間ドックを受けましょう!

健康だから仕事ができる  
皆様の健康管理のお手伝い

人間ドックを受診された方に

助成金を交付します!

申請は受診から3カ月以内に!

人間ドック、健康診断、脳ドック、PET 検診、地域の特定健康診査・特定検診を受けた方は、受診から3カ月以内に、「健康管理助成金申請書」に領収書（写）を添付して、中国税理士協同組合に請求してください。

～ 中国税理士協同組合は、人間ドックの定期受診を推奨します ～



中国税理士協同組合

「健康管理助成金申請書」は中税協ホームページからダウンロードしてください。

中税協HP  
組合員専用ページ



組合員と家族の福利厚生



健康管理助成金制度



PDFダウンロード

中国税理士政治連盟の皆様へ

# 新時代も変わらない 助け合いの輪を

日本税理士共済会の

「災害見舞金」制度と「会務従事者見舞金支援」制度は、

加入者の皆様によって支えられています。

下記制度へのご加入を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 江本 英仁

税理士  
団体保障

個人単位で加入できる  
団体定期保険

団体介護保障

要介護2以上で  
介護一時金支給

選べる  
医療保障  
マイセレクト

入院通算1,095日  
まで保障

所得補償

病気やケガによる  
就業不能をカバー

にちぜいきょうさい  
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は  
公益財団法人日本税務研究センターが運営する  
「日税研通信ゼミ」を支援しています

ウェブサイトは  
こちら



秋に衆議院解散が予測されている。本稿を書いているのは十月上旬であるが、本機関紙が会員に到着する頃には選挙期間真っ只中かもしれない。

岸田政権は、総理の「聞く力」を信条に（手帳を見せながら）スタートしたが、現在は言わぬ話さない岸田で側近にもギリギリまで情報を出さないようである。

「よく聞くけど話さない」スタイルで今回の組閣でも党内でもヤキモキしていたようであるが、これには党内派閥人数四番目という事情もあるのかもしれない。

口は災いの元とはよく言ったもので、不用意な発言は、自身自身に災いを招く結果になることから、言葉は十分に慎むべきであるとの戒めなり。  
とはいえ、地元選出の総理には、言いたいことを言える日本の政治を実現してもらいたいものである。

岡本 倫明

秋晴れが続き、ようやく秋ら

しく秋桜も咲き乱れ、散歩をしていると、金木犀のほのかな香りがしてくる。

先日、顧問先の七十周年記念式典に出席したが、親子三代にわたりオイルショック、リーマンショックを乗り越切り会社を発展、存続させた苦勞に頭が下がる思いであった。

東京リサーチの統計によると、百五十七万社の企業の平均寿命は、三四・一年とのこと。七十年以上の会社は、百社の内六社、百一年以上の会社は一千社の内約三社と極端に少なくなる。

良い会社とは、時代に柔軟に対応し、人財を大切にすることが多いと思われる。我々も、顧問先に、その一端にでも関わっていければと考えている。

コロナも五月に五類になり、七月から九月の訪日外国人観光客の消費額が過去最高になったが、中小企業の景況観は、やや悪い感じがしている。早く本格的な景気回復の波が来ることを願うばかりである。

國平 敏朗

この度、中国税理士政治連盟の広報委員になった望月です。

先日、政治連盟の集まりの中で、ここ二、三年は新型コロナ

ウィルスの感染拡大の影響もあったため、政治連盟について新規会員に説明する機会も少なく、政治連盟に加入する税理士が減少傾向にあると聞きました。政治連盟とは、「特定の政党を支持するのではなく、税理士会の税制改正要望を実現するために設立された団体」です。

私も初めて活動に参加するので大それたことは言えませんが、政治連盟は私たち税理士の立場や納税者である顧問先を守るため、様々な活動を行っているので、ひとりひとりが税理士という職業に使命を持っているという思いでは是非加入していただければ幸いです。日々多様化する世の中で、税理士も柔軟かつ前向きな変化が求められていると思いますので、私も広報委員として政治連盟の活動を支援できればと思います。これからよろしくお願い致します。

望月 一成

この度、中国税理士政治連盟の広報委員会の任を拝命しました。私は、現在は広島県三次市で税理士業務をしており、政治

活動とは少し縁遠い環境にいたのですが、昨年の十一月に発足した「税理士による石橋林太郎後援会」の発起人となったことをきっかけに、広報部員として活動する機会を得ることになりました。

「税理士による石橋林太郎後援会」の設立総会を開催するにあたって強く感じたのが、若手税理士さんは政治活動に抵抗感を持っている方が多いという事です。後援会に参加していただけないかお願いをしてもお断りされる事が多く、人生でこんなにフラれる経験をする事はないと嘆いてしまうくらいでした。

「時代に適合する税制」を実現するには、税制改正の要望等が大きな役割を担うことになり、この要望等の実現に向けてキーパーソンとなるのは、我々税理士一人一人であるという事は真実だと思います。まずは難しいことを抜きにして、政治家の皆さんの声に耳を傾けるということだけでもいいです。政治連盟の活動に少しでも関心を向けていただけないかと思っています。

光井 俊明